多摩建築指導事務所が申請書等の提出先となっている手続

東京都屋外広告物条例に基づく**屋外広告物に関する手続**のうち、「東京都屋外広 告物管理システム」による電子申請の受付を開始する手続は、取扱窓口が多摩建築 指導事務所となっている手続(下表の網掛けの手続)となります。

今後、他の取扱窓口の手続についても電子申請が可能となるよう、対象を拡大していく予定です。

表示・掲出する場所	表示・掲出するもの	取 扱 窓 口
23 区 内	許可が必要な全ての広告物等	区の屋外広告物担当
島しょ地区内	許可が必要な全ての広告物等	支庁の屋外広告物担当
市(八王子市を除く) 及び瑞穂町の区域内	①電柱利用の広告物等 ②標識利用の広告物等 ③車体利用の広告物等 ④表示・設置届が必要な場合	多摩建築指導事務所管理課
	①~④以外の広告物	市・瑞穂町の屋外広告物担当
八王子市	八王子市屋外広告物条例による	八王子市まちなみ整備部 まちなみ景観課
多摩地区の町村の区域内 (瑞穂町を除く)	許可が必要な全ての広告物等	多摩建築指導事務所管理課